

第135期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- | | |
|--------------------------------------|---------------|
| ①事業報告に表示すべき事項のうち以下の事項 | ②連結株主資本等変動計算書 |
| (i)直前三事業年度の財産及び損益の状況とその推移 | ③連結注記表 |
| (ii)新株予約権等に関する事項 | ④株主資本等変動計算書 |
| (iii)会計監査人に関する事項 | ⑤個別注記表 |
| (iv)業務の適正を確保するための体制の整備及び当該体制の運用状況の概要 | |

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

日本郵船株式会社

本インターネット開示事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の次のページ (<https://www.nyk.com/ir/event/meeting/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

直前三事業年度の財産及び損益の状況とその推移

① 当社グループの財産及び損益の状況

(単位：特記なきものは百万円)

区分	第132期 2018年度	第133期 2019年度	第134期 2020年度	第135期(当期) 2021年度
売上高	1,829,300	1,668,355	1,608,414	2,280,775
経常損益	△2,052	44,486	215,336	1,003,154
親会社株主に 帰属する当期純損益	△44,501	31,129	139,228	1,009,105
1株当たり 当期純損益	△263.80円	184.39円	824.55円	5,973.76円
総資産	2,001,704	1,933,264	2,125,480	3,080,023
純資産	521,725	498,839	667,411	1,759,073
1株当たり純資産	2,889.26円	2,740.41円	3,703.27円	10,144.29円

- (注1) 1株当たり当期純損益は期中平均発行済株式の総数により算出しています。また、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しています。なお、発行済株式の総数は、自己株式を除いています。
- (注2) 「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式を連結計算書類において自己株式として計上しています。これに伴い、当該信託が保有する当社株式を、期中平均発行済株式及び期末発行済株式の総数から控除する自己株式に含めています。
- (注3) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっています。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：特記なきものは百万円)

区分	第132期 2018年度	第133期 2019年度	第134期 2020年度	第135期(当期) 2021年度
営業収益	703,078	669,905	561,745	777,239
経常利益	7,663	48,935	90,960	434,140
当期純損益	△24,501	22,647	38,252	488,220
1株当たり 当期純損益	△145.24円	134.14円	226.54円	2,890.16円
総資産	1,365,127	1,308,170	1,333,529	1,592,888
純資産	209,298	214,602	249,490	678,184
1株当たり純資産	1,240.59円	1,271.09円	1,477.48円	4,014.44円

- (注1) 1株当たり当期純損益は期中平均発行済株式の総数により算出しています。また、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しています。なお、発行済株式の総数は、自己株式を除いています。
- (注2) 「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式を計算書類において自己株式として計上しています。これに伴い、当該信託が保有する当社株式を、期中平均発行済株式及び期末発行済株式の総数から控除する自己株式に含めています。
- (注3) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっています。

新株予約権等に関する事項 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額 (百万円)
報酬等の額	196
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産 上の利益の合計額	324

- (注1) 当社監査役会は、会計監査人及び社内関係部門との面談・聴取を通じて、会計監査人が提出した監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等の相当性について必要な検証を行ったうえで、会社法第399条第1項及び第2項の定めにより会計監査人の報酬等の額に同意しました。
- (注2) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分していませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。
- (注3) 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である、会計に関する助言・指導業務の対価を支払っています。
- (注4) 当社の重要な子会社のうち、(株)ユニエックスNCT、NYK GROUP AMERICAS INC.、NYK GROUP EUROPE LTD.、及びNYK GROUP SOUTH ASIA PTE. LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の計算関係書類の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。))の規定によるものに限る。)を受けています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に該当すると判断した場合に監査役全員の同意によって解任いたします。この場合、解任及びその理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、上記のほか、会計監査人による適正な職務の遂行が困難であること、その他会計監査人の変更が相当であると認められる場合には、監査役会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

業務の適正を確保するための体制の整備及び当該体制の運用状況の概要

取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制の整備等は以下のとおりです。

(1)当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、企業理念、グループ・バリュー、企業行動憲章及び行動規準を制定しており、これらに則った適切な経営体制の強化に努めるとともに、取締役会規則、経営会議規則、業務執行規則等の社内規程を定め、重要事項を取締役会及び経営会議において審議する。諮問機関として、指名諮問委員会と報酬諮問委員会を設置する。持続可能性の追求にガバナンス体制の実効性向上を包含するESG経営推進委員会を設置する。
- ・内部統制委員会を設置し、内部統制上の課題と取組みを審議し方針を決定するとともに、内部統制の実効性の確保に努める。
- ・リスク管理委員会とコンプライアンス委員会、遵法活動徹底委員会を設置し、法令遵守の徹底及びコンプライアンスの推進に関する具体的な施策を実施している。また、危機対応のための報告・調査等について規則を定め、有事に速やかな是正と再発防止の実施を図る体制を整備するなど、内部統制に関わる業務執行の実効性の確保と取締役会による監督機能の強化に努める。

(運用状況の概要)

- ・取締役会を開催し、重要事項を審議している。また、経営会議において取締役会により委任された事項を審議した上で、業務執行の決定を行っている。指名諮問委員会と報酬諮問委員会を設置し、取締役等の選任・報酬等を協議している。ESG経営推進委員会を設置し、長期的な視点で経営や業務執行におけるガバナンスの実効性向上などの取組みを図っている。
- ・内部統制委員会を開催し、内部統制上の課題を抽出・確認するなどモニタリングを行い、実効性を確保するための今後の取組みにつき審議し、内部統制に関する方針を決定するとともに、内部統制システムの整備と運用状況等につき必要に応じて見直している。
- ・リスク管理委員会とコンプライアンス委員会、遵法活動徹底委員会を開催し、関連する事案の共有と課題等につき協議している。チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）を任命し、法令・定款等の遵守と、企業倫理や社会規範等を尊重する社内体制の強化に努めている。取締役等及び従業員等から行動規準遵守に関する誓約書の提出を受け、コンプライアンス教育・研修を継続的に行い、モニタリングを実施している。また、危機対応のための報告・調査等に関する規則に基づき、有事には速やかな是正と再発防止の実施を図り、重要な案件について、細則に定めた報告基準に基づきコンプライアンス委員会を通じ取締役会に報告している。

(2)当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役及び取締役会は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、法令及び社内規程等に従い、適切に記録化した上で、保存及び管理する。
- ・重要文書については、機密性の程度に応じて、閲覧手続き及び閲覧権限を定めており、今後ともその適切な運用を図る。
- ・秘密情報管理については関連規則を制定する。

(運用状況の概要)

- ・取締役の業務執行に係る重要な情報を適切に保存・管理し、定期的に重要な契約を整理・確認している。

(3)当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理委員会を設置し、リスク管理方針及びリスク管理規則により、リスク管理の方向性及び手順を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。また、リスク管理にあたっては、それぞれの事業の特性を踏まえ、当社を取り巻くリスクの評価を十分に行う。
- ・安全・環境対策推進委員会を設置し、船舶の安全運航や環境保全等について審議する。
- ・大規模災害等に際して事業の継続を可能とする事業継続計画の基本計画書及び実施要領を制定する。

(運用状況の概要)

- ・リスク管理委員会にて、各本部におけるリスクにつき、戦略及び業務プロセス両面から担当業務のリスクと管理状況の評価を行い、社内規程の見直しを含む内部統制の強化に努めている。サイバー攻撃に対しては、セキュリティ対策の強化に加え、定期的な訓練等を実施し、グローバルでの管理体制の構築を進めている。
- ・船舶の安全運航と環境保全については、安全・環境対策推進委員会において定期的に評価を行い、船舶に関わるリスク管理を徹底し、安全品質レベルの更なる向上・改善に努めている。新型コロナウイルスの感染拡大防止と円滑な船員交代に向けた施策、燃料節減による温室効果ガス排出削減等の施策を実施している。
- ・必要に応じて、災害対策本部事務局・震災等災害対策委員会・事業継続連絡会を設置し、訓練を実施している。部門毎に事業継続計画を制定し、適宜改正している。

(4)当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会の審議に十分な時間を確保し、実効性を高める。
- ・取締役会の決議により、経営会議を設置、また執行役員を選任の上、業務執行の権限を委譲し、取締役会が業務執行を監督する。
- ・電子稟議システムの活用による決裁処理の迅速化により、適正かつ効率的に職務を執行する体制を整備する。

(運用状況の概要)

- ・取締役会の実効性に関するアンケートを実施し、取締役会における付議基準の見直し、審議手法の検討等を行っている。
- ・取締役会の迅速かつ効率的な意思決定を可能にするため、経営会議において、取締役会付議事項を含む必要事項を審議している。
- ・電子稟議システムの活用により迅速な決裁処理を行っている。業務における電子化を進め、事務効率の向上を図っている。

(5)当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（報告の体制、損失の危険管理に関する規程その他の体制、効率的な業務執行を確保する体制、法令及び定款への適合を確保するための体制を含む。）

- ・当社は、グループ全体に適用する企業理念及び企業行動憲章を定め、グループ会社はこれらに基づき行動規準等を定める。また、法務・コンプライアンス、会社機関設計・運営、内部監査等の各分野に関し、NYKグループスタンダードに従って、基本となる規程を定める。
- ・内部統制委員会等を設置し、グループ全体の内部統制上の課題と取組みを審議し方針を決定する。グループ全体の内部統制の整備・運用につき、グループ会社の管理・報告・危機対応に関する規則を定める等の具体的な施策を講じるとともに、有事に速やかな是正と再発防止の実施を図る体制を整備し、内部監査体制の充実を図るなどグループ全体の内部統制に関する業務執行の実効性の確保と取締役会による監督機能の強化に努める。
- ・グループ経営会議等を通じて、グループガバナンスの構築と運用及び内部統制の実効性の向上によるグループ全体の企業集団価値向上を目指す。グループ会社の経営等に関する一定の重要事項等について、当社が報告を受け、必要に応じて承認する体制を整備する。
- ・内部通報制度では、グループ全体から匿名通報を可能とする。

(運用状況の概要)

- ・当社グループ会社各社は、当社の定める企業理念、企業行動憲章、各種スタンダード及びグループ会社管理規則に従い、行動規準や社規則等を適時、改正している。また、グループ会社においても、行動規準遵守に関する誓約手続きを導入している。
- ・内部統制委員会を中心とし、必要に応じて外部専門家の助言も得て、また、リスク管理委員会とコンプライアンス委員会、遵法活動徹底委員会等を通じてグループ全体の内部統制の状況を審議、確認のうえ課題を検討し、グループ内部統制のさらなる強化、社規則に基づいた運用の浸透・徹底に努めている。国内・海外グループ会社に対する内部監査を実施し助言や改善提案を行うとともに、グループ内の内部監査機能の集約・強化を推進し、内部監査の範囲の拡充と高度化により実効性向上を図っている。関連法令上のリスクアセスメントを行い、重要な契約書の審査体制の強化を図っている。また、グループ会社も対象に、危機対応のための報告・調査等に関する規則に基づき、有事には速やかな是正と再発防止の実施を図り、重要な案件について、細則に定めた報告基準に基づきコンプライアンス委員会を通じ取締役会に報告している。
- ・グループ経営会議等を通じ、グループガバナンスの構築と資本効率の向上等について協議している。グループ経営管理指針等を定め、一定の基準に基づき個別に経営を管理している。非常勤取締役・監査役を派遣し、法務機能の確立を図る等、適正なグループ経営を推進している。
- ・通報窓口を適切に機能させ、通報者の身元を秘匿し、不利益な取扱いを禁止している。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・当社は社外監査役のサポートを含め、監査役の職務を補助する体制を整備する。

(運用状況の概要)

- ・当社は専任スタッフを擁する監査役室を設置し、監査役監査の補佐、監査役会の運営事務局、グループ監査役連絡会の定期開催事務、その他監査役及び監査役会が命じる事項を遂行している。

(7)前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ・前項の監査役室専任スタッフは、常勤監査役の指揮命令下にある。

(運用状況の概要)

- ・監査役室専任スタッフは、常勤監査役の指揮命令下にあり、常勤監査役が人事考課を行っている。すべての監査役室スタッフの人事異動については監査役の意見を最大限に尊重している。
- ・すべての監査役室スタッフの懲戒に関しては、監査役の懲戒委員会への出席権及び意見陳述権を確保し、監査役の意見を最大限に尊重している。

**(8) 監査役への報告に関する体制（当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を含む。）
その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ・取締役及び取締役会は、監査役による適切な職務の遂行が可能な体制を確保し、取締役会への出席に加えて監査役が有効な監査を行うことのできる環境整備に努める。当社グループのコンプライアンス及び内部通報事案の概要等につき、監査役に報告する体制を確保する。
- ・内部通報者に関わる身元の秘匿と不利益な取扱いの禁止を規則化する。

(運用状況の概要)

- ・経営会議、執行役員会、内部統制委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、遵法活動徹底委員会等に監査役が出席する機会を提供し、監査役の情報収集体制を確保している。監査役が、取締役等及び部門長等と面談し報告を受ける機会を確保している。取締役会、経営会議及び執行役員会の議事録並びに稟議書等業務執行に関わる重要な書類の閲覧及び調査を随時可能とすることにより、効率的な監査体制を確保している。内部監査部門は、監査役及び会計監査人と相互に情報交換し、三者の監査の連携を通じて、監査役の監査の実効性及び効率性の向上に協力している。
- ・通報を理由として不利な取扱いを受けないことを定めており、内部通報者が望めば、身元は秘匿されている。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・当社は、監査役職務の執行について、監査役監査基準において定められた当社に対する費用請求権を尊重する。

(運用状況の概要)

- ・当社は監査役職務の執行について、監査役監査基準において定められた当社に対する費用請求権を尊重し、その費用を負担している。

(10) 金融商品取引法への適合を確保するための体制

- ・当社は金融商品取引法第24条の4の4に基づく財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために、必要な内部統制の体制を構築する。

(運用状況の概要)

- ・当社は内部統制委員会にJSOX部会を設置し、財務報告に関する信頼性の検証と内部統制報告書案の審議を行っている。また、情報開示委員会を四半期毎に開催し、開示内容等について審議を行うなど、整備及び運用状況の有効性評価を実施し、適時適切な開示に努めている。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・企業行動憲章等において反社会的勢力の排除を謳い、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体と断固として対決することを明確にする。反社会的勢力対応の相談担当窓口を設置する。

(運用状況の概要)

- ・警察等の外部専門機関との提携を日常より緊密に行っている。
- ・反社会的勢力に関する情報収集に努め、適宜周知している。
- ・対応マニュアルを作成し、誓約書を取得するなどの施策を行っている。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期末残高	144,319	44,214	444,801	△3,381	629,954	22,004	△29,187	△11,365	13,927	△4,621	42,078	667,411
会計方針の変更による累積的影響額			6,467		6,467							6,467
会計方針の変更を反映した当期末残高	144,319	44,214	451,268	△3,381	636,422	22,004	△29,187	△11,365	13,927	△4,621	42,078	673,879
当連結会計年度中の変動額												
剰余金の配当			△64,430		△64,430							△64,430
親会社株主に帰属する当期純利益			1,009,105		1,009,105							1,009,105
自己株式の取得				△231	△231							△231
自己株式の処分		0		183	183							183
非支配株主との取引に係る親会社の持分 変動		99			99							99
連結範囲の変動			380		380							380
その他			△22	△0	△22							△22
株主資本以外の項目の当連結会計年度中 の変動額（純額）						10,132	13,735	97,150	15,810	136,829	3,281	140,110
当連結会計年度中の変動額合計	-	99	945,031	△47	945,083	10,132	13,735	97,150	15,810	136,829	3,281	1,085,194
当期末残高	144,319	44,314	1,396,300	△3,428	1,581,506	32,136	△15,452	85,785	29,737	132,207	45,359	1,759,073

連結注記表

(1) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

① 連結の範囲に関する事項

(i) 連結子会社の数： 488社

主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社は、事業報告「1. 当社グループの現況に関する事項 (9)重要な企業結合の状況 ②重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

連結の範囲の変更

WIND ENERGIZER I S.A.他11社は、新たに設立したため、連結の範囲に含めています。

MONT BLANC SHIPHOLDING PTE. LTD.他13社は、総資産、売上高、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、連結の範囲に含めています。

郵船不動産(株)(現 JPプロパティーズ株)は、株式の一部売却により、連結子会社から持分法適用関連会社へ変更しています。

DELPHINE LNG SHIPPING S.A.S.は、親会社であるDELPHINEMO LNG SHIPPING S.A.S.とFRANCE LNG SHIPPING S.A.S.が合併したことにより、連結子会社から持分法適用関連会社へ変更しています。

NYK LINE (BENELUX) B.V.他33社は、会社を清算したため、連結の範囲から除外しています。

DELPHINEMO LNG SHIPPING S.A.S.は、2021年10月19日付をもってFRANCE LNG SHIPPING S.A.S.と合併したため、連結の範囲から除外しています。

NYK FIL-JAPAN SHIPPING CORP.他2社は、株式売却のため、連結の範囲から除外しています。

(ii) 主要な非連結子会社の名称

特記すべき主要な非連結子会社はありません。

(iii) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の総資産の合計額、売上高の合計額、純利益の額のうち持分の合計額及び利益剰余金の額のうち持分の合計額等は、連結会社の総資産の合計額、売上高の合計額及び純利益、利益剰余金の額のうち持分の合計額等に比していずれも少額であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため除外しています。

② 持分法の適用に関する事項

(i) 持分法適用会社の数

非連結子会社： 3社

関連会社 210社

主要な持分法適用会社の名称

主要な関連会社は、事業報告「1. 当社グループの現況に関する事項 (9)重要な企業結合の状況 ③主要な関連会社の状況」に記載のとおりです。

持分法の適用範囲の変更

PARTNERSHIP OF DIAMOND LNG SHIPPING 6 PTE. LTD.他10社は、新たに設立したため、持分法適用の範囲に含めています。

OYAK NYK RO-RO LIMAN ISLETMELERI A.S.他5社は、総資産、売上高、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、持分法適用の範囲に含めています。

郵船不動産(株)(現 JPプロパティーズ株)は、株式の一部売却により、連結子会社から持分法適用関連会社へ変更しています。

DELPHINE LNG SHIPPING S.A.S.は、親会社であるDELPHINEMO LNG SHIPPING S.A.S.とFRANCE LNG SHIPPING S.A.S.が合併したことにより、連結子会社から持分法適用関連会社へ変更しています。

KNUTSEN BOYELASTER VI KS他1社は、会社を清算したため、持分法適用の範囲から除外しています。

KNOT SHUTTLE TANKERS 28 LP ASは、2021年10月25日付をもってKNUTSEN SHUTTLE TANKERS 2 ASと合併したため、持分法適用の範囲から除外しています。

KNOT SHUTTLE TANKERS 36 ASは、2021年10月30日付をもってKNUTSEN ATLANTIC CHARTERING ASと合併したため、持分法適用の範囲から除外しています。

KNOT SHUTTLE TANKERS 38 ASは、2021年11月1日付をもってKNUTSEN CANADIAN CHARTERING ASと合併したた

め、持分法適用の範囲から除外しています。

KNOT SHUTTLE TANKERS 40 ASは、2021年11月2日付をもってKNUTSEN NEWFOUNDLAND CHARTERING ASと合併したため、持分法適用の範囲から除外しています。

KNUTSEN SHUTTLE TANKERS 2 ASは、2021年11月29日付をもってKNOT SHUTTLE TANKERS 35 ASと合併したため、持分法適用の範囲から除外しています。

KNOT SHUTTLE TANKERS 22 ASは、2022年1月15日付をもってKNUTSEN TANKERS 3 ASと合併したため、持分法適用の範囲から除外しています。

HUNAN GAC BUSINESS NYK LOGISTICS CO., LTD.他3社は株式売却のため、持分法適用の範囲から除外しています。

- (ii) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社
特記すべき主要な非連結子会社及び関連会社はありません。
- (iii) 持分法非適用会社について持分法適用の範囲から除いた理由
持分法非適用の非連結子会社及び関連会社の純利益の額及び利益剰余金の額のうち持分の合計額等は、連結会社及び持分法適用会社の純利益の額のうち持分の合計額に比して少額であり、また利益剰余金等に及ぼす影響も軽微であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため除外しています。
- (iv) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項
決算日が12月31日の持分法適用会社のうち、1社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しています。
上記以外の決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しています。

③ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が12月31日の会社41社については、同日現在の計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

また、決算日が12月31日の会社8社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しています。

なお、当連結会計年度より、連結子会社共立エステート（株）は決算日を3月31日から12月31日に変更しています。

12月31日決算の主要な会社

NYK LINE (CHINA) CO., LTD.

④ 会計方針に関する事項

(i) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（主として定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

棚卸資産

主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(ii) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法

無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

主として社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他

主として定額法

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

なお、一部の在外連結子会社についてはIFRS第16号「リース」を適用しています。これにより原則として、借手におけるすべて

のリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっています。

(iii) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

社債償還期間にわたり月割償却しています。

(iv) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しています。

役員賞与引当金

役員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しています。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、一部の連結子会社において内規に基づく期末要支給額を計上しています。

株式給付引当金

株式交付規定に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付等に備えるため、当連結会計年度末において対象者に付与されるポイントに対応する当社株式の価額を見積り計上しています。

特別修繕引当金

船舶の特別修繕に要する費用の支出に備えるため、船舶の将来の見積修繕額に基づいて計上しています。

契約損失引当金

定期備船契約や賃貸借契約の履行又は期限前返船等、並びに固定資産の購入に伴い発生する損失に備えるため、将来の損失見込額を計上しています。

事業再編関連引当金

事業の再編等に伴う損失に備えるため、将来の損失見込額を計上しています。

(v) 退職給付に係る会計処理の方法

i 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として、給付算定式基準によっています。

ii 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として8年）による定額法により費用処理することとしています。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしています。

(vi) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

(全事業全般)

当社グループは、主に定期船事業、不定期専用船事業、航空運送事業、物流事業、不動産業及びその他の事業を営んでいます。

履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行っており、顧客との約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で認識しており、それらの財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を対価の純額で認識しています。

顧客からの対価は、通常、履行義務の充足時点から、1年以内に支払いを受けています。なお、重要な金融要素は含んでいません。

取引価格は、約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に当社グループが権利を得ると見込んでいる対価の金額で測定し、変動対価が含まれています。なお、顧客との契約における対価に変動対価が含まれる場合には、当該変動対価に関する不

確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めています。

取引価格の履行義務への配分は、約束した財又はサービスを顧客に移転するのと交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額を描写する金額で取引価格を各履行義務へ配分しています。取引価格を各履行義務に独立販売価格の比率で配分するため、契約における各履行義務の基礎となる別個の財又はサービスの契約開始時の独立販売価格を算定し、取引価格を当該独立販売価格に比例して配分しています。

収益を認識するにあたっては、定期船事業、不定期専用船事業、航空運送事業、物流事業及びその他の事業について、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、一時点で履行義務を充足し収益を認識する他、主に一定の期間にわたり充足される履行義務として、進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しています。通常は下記の時点で、当社グループの履行義務を充足すると判断し収益を認識しています。また、ステップ1からステップ5に関する事項で、事業別に記載することがより適切であると判断した事項は、下記に記載をしています。

(1)海運業に係る収益（定期船事業、不定期専用船事業）

海運業（定期船事業、不定期専用船事業）については、備船契約等（連続航海備船契約・数量輸送契約・個品運送契約・定期備船契約等）の契約に基づき、顧客に対して、運送サービス等を提供しており、主に一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断しています。運送サービス（定期備船除く）の場合は、航海期間における日数に基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、収益を認識しています。なお、運送サービスのうち、不定期専用船事業の一部については、一航海の船舶が発港地を出発してから帰港地に到着するまでの期間が通常の間（運送サービスの履行に伴う空船廻航期間を含み、運送サービスの履行を目的としない船舶の移動又は待機期間を除く。）である場合には、複数の顧客の貨物を積載する船舶の一航海を単一の履行義務としたうえで、当該期間にわたり収益を認識しています。定期備船の場合は、現在までに履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有しているため、請求する権利を有している金額で収益を認識しています。

顧客からの対価は、定期備船の場合は、通常、履行義務の提供前に顧客から収受し、収受より1年以内に履行義務を充足しています。定期備船以外の場合は、通常、履行義務の充足時点から1年以内に支払いを受けています。なお、重要な金融要素は含んでいません。

取引価格は、主に航海数、運賃率、滞船料及び早出料等の変動要素があり、変動対価を含みます。

連続航海備船契約及び数量輸送契約に係る変動対価（取引価格）の履行義務への配分は、変動性のある支払の条件が、航海ごとの運送サービスに個別に関連していること及び契約における履行義務及び支払条件のすべてを考慮した場合、個別の航海ごとに発生する変動対価の額のすべてを個別の航海ごとの運送サービスに配分することが、権利を得ると見込む対価の額を描写するため、個別の航海ごとの運送サービスへ配分しています。

なお、裸備船契約については、主にリース取引に係る収益であり、収益認識に関する会計基準等の対象外のため、リース取引に関する会計基準等に従い、収益を認識しています。

(2)航空業に係る収益（航空運送事業）

航空運送事業については、輸送サービス契約等の契約に基づき、顧客に対して、航空機貨物輸送サービス等を提供しており、主に一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断しています。航空機貨物輸送サービスの場合は、輸送期間における日数に基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、収益を認識しています。

(3)物流業に係る収益（物流事業）

物流事業については、運送契約等の契約に基づき、顧客に対して、国際貨物輸送サービス（海上・航空）及びロジスティクスサービス（陸運・倉庫）等を提供しており、主に一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断しています。国際貨物輸送サービス（海上・航空）の場合は、船舶及び航空機の運送期間等における日数等に基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、収益を認識しています。また、ロジスティクスサービス（陸運・倉庫）の場合は、運送期間、保管期間等における日数等に基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、収益を認識しています。

(4)その他の収益（不動産業、その他の事業）

その他の事業については、顧客に対して、主に船舶燃料の補油サービス、燃料販売等を提供しており、当該履行義務は、受渡時点において、顧客が船舶燃料の補油サービス、燃料販売等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しています。

なお、不動産業については、不動産賃貸業等を営んでおり、これは主にリース取引に係る収益であり、収益認識に関する会計基準等の対象外のため、リース取引に関する会計基準等に従い、収益を認識しています。

(vii) 重要なヘッジ会計の方法

資産及び負債、予定取引における金利変動リスク、為替変動リスクあるいはキャッシュ・フロー変動リスクを相殺するためのデリバティブ取引等に対し、ヘッジ会計を適用しています。また、燃料油購入等における価格変動リスクに備えるためのデリバティブ取引についても、同様にヘッジ会計を適用しています。その方法は、繰延ヘッジを採用していますが、為替予約等のうち所定の要件を満たすものについては振当処理を、金利スワップ等のうち所定の要件を満たすものについては特例処理を行っています。

なお、借入金・社債等の金利変動リスクに対しては金利スワップ等を、金銭債権債務・在外子会社等への投資・予定取引等の外貨建取引の為替変動リスクに対しては通貨スワップ・為替予約・外貨建金銭債権債務等を、燃料油等の価格変動リスクに対してはスワップ等をヘッジ手段としています。ヘッジ有効性の評価は、毎四半期末にヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計の比率分析を行う方法によっています。ただし、特例処理によっている金利スワップ等については、有効性の評価を省略しています。

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2020年9月29日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しています。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりです。

ヘッジ会計の方法…繰延ヘッジ処理、特例処理

ヘッジ手段…金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象…未払金、借入金

ヘッジ取引の種類…相場変動を相殺するもの、キャッシュフローを固定するもの

(viii) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間～20年間の均等償却を行っています。

(ix) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

i 支払利息の処理方法

支払利息については原則として発生時の費用処理としていますが、長期かつ金額の重要な事業用資産で一定の条件に該当するものに限りて建造期間中の支払利息を事業用資産の取得原価に算入しています。

ii 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しています。

iii 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて会計処理を行っています。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定です。

(2) 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。これにより、従来は、航海の完了時に海運業収益を計上する航海完了基準（ただし、コンテナ船については複合輸送進行基準）を採用してきましたが、当連結会計年度の期首より、主として航海期間における日数に基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、収益を計上する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、従来の方法に比べて当連結会計年度の当期首残高は、主に受取手形、営業未収入金及び契約資産は43,222百万円、支払手形及び営業未払金は5,991百万円、契約負債は24,640百万円、利益剰余金は6,467百万円それぞれ増加し、繰延及び前払費用は35,147百万円、流動負債のその他は30,521百万円それぞれ減少しています。

また、当連結会計年度の売上高は15,778百万円、売上原価は8,914百万円、営業利益は6,863百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ8,559百万円増加しています。当連結会計年度の受取手形、営業未収入金及び契約資産は58,992百万円、支払手形及び営業未払金は4,567百万円、契約負債は37,074百万円それぞれ増加し、繰延及び前払費用は55,387百万円、流動負債のその他は53,478百万円それぞれ減少しています。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び営業未収入金」は、当連結会計年度より「受取手形、営業未収入金及び契約資産」に含めて表示しています。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

これにより、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては、従来、決算日前1ヶ月の市場価格の平均等に基づく時価法を採用していましたが、当連結会計年度より、決算期末日の市場価格等に基づく時価法に変更しています。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微です。

(3) 収益認識に関する注記

①顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、主に定期船事業、不定期専用船事業、航空運送事業、物流事業、不動産業及びその他の事業を営んでいます。また、各事業の主な財又はサービスの種類は、これらの事業と同様の情報であるため、記載を省略しています。なお、当連結会計年度の連結損益計算書に計上している「売上高」は、主に「顧客との契約から生じる収益」です。それ以外の源泉から認識した収益は、主にリース取引に係る金額であり、その金額に重要性がないため売上高に含めて開示しています。当連結会計年度の各事業の売上高は、次のとおりです。

当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	ライナー&ロジスティクス事業			不定期専用船事業	その他事業		調整額(注)	合計
	定期船事業	航空運送事業	物流事業		不動産業	その他の事業		
売上高	190,552	188,731	847,492	974,556	4,207	170,405	△ 95,169	2,280,775

(注) 事業部門間の内部売上高又は振替高を相殺しています。

②顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(1) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等 ④会計方針に関する事項 (vi) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

③当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(i) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高

当連結会計年度の顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高の内訳は次のとおりです。
(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権 (※)	268,509	335,673
契約資産	10,150	23,485
契約負債	26,024	39,792

(※) 顧客との契約から生じた債権には、リース取引等に係る金額が含まれていますが、その金額に重要性がないため顧客との契約から生じた債権に含めて開示しています。

当社グループが通常の営業活動において、顧客に移転した財又はサービスと交換に受取る対価に対する権利のうち、時の経過以外の条件が付されているものを契約資産として表示しています。契約資産は通常、顧客が対価を支払う、又は支払期限が到来する前に当社グループが財又はサービスを顧客へ移転する場合に増加し、対価に対する当社グループの権利が無条件になることにより減少します。当社グループが通常の営業活動において、顧客に財又はサービスを移転する義務のうち、顧客から対価を受取っている、又は対価の期限が到来しているものを契約負債として表示しています。また、定期備船を除いた、定期船事業、不定期専用船事業においては、主として、顧客からの貨物を積港にて船舶へ搭載した時点で運賃（滞船料及び早出料等除く）が法的な請求権として確定します。契約資産は、運送サービス（定期備船除く）の期間に空船廻航期間を含む不定期専用船事業の一部取引で発生し、主として、顧客からの貨物を積港にて船舶へ搭載した時点で、顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は通常、当社グループが財またはサービスを顧客に移転する前に、顧客から対価を受取った場合に増加し、当社グループが履行義務を充足することにより減少します。契約負債の減少要因は、主として履行義務の充足によるものです。契約負債の増加要因は、主として前受の増加によるものです。

当連結会計年度に認識した収益のうち、当連結会計年度期首の契約負債残高に含まれていたものは、25,988百万円です。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。

(ii) 残存履行義務に配分した取引価格

実務上の便法を適用し注記を省略した取引を除き、当連結会計年度末における残存履行義務に配分した取引価格の総額に重要性はありません。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

また、以下の残存履行義務に配分した取引価格に関しては、実務上の便法を適用し注記を省略しています。

海運業（定期船事業、不定期専用船事業）に係る連続航海備船契約及び数量輸送契約については、市場環境の変化による影響を安定化させる観点から、顧客との長期契約に重点を置いています。一方、当該連続航海備船契約及び数量輸送契約に係る収益は、取引価格に航海数、運賃率等の変動要素があることから変動対価に該当します。当該変動対価は、収益認識に関する会計基準第72項の要件に従って、個別の航海ごとの運送サービスに配分される変動対価であるため、完全に未充足の履行義務に配分される変動対価として、注記を省略しています。当該変動対価は履行義務の進捗につれて解消され、最長26年以内に収益計上します。

定期備船契約については、提供した時間に基づき顧客に請求する権利を有する契約であり、収益認識に関する会計基準の適用指針第19項に従って、請求する権利を有している額で収益を認識しているため、注記を省略しています。

当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、注記を省略しています。

(4) 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

・当連結会計年度の固定資産計上額は、主に船舶577,147百万円、航空機103,683百万円です。

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

減損の兆候を識別した資産又は資産グループ（以下、資産グループ）について、減損損失の測定を実施しており、その際の回収可能価額は使用価値または正味売却価額により算定しています。使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しています。将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画等における重要な仮定は、主として運賃、備船料等の市況、及び貨物需要等に関する将来の見通しです。海運及び航空貨物市況を予測する上での、新型コロナウイルス感染症の影響に関する収束時期や今後の市場動向についての仮定は、新型コロナウイルス感染症の収束時期は依然として不透明ですが、物流網全体の混

乱はワクチン接種効果による労働者の復帰などから解消傾向となり、需給が徐々に適切なバランスに向かうとしています。需要の落ち着きにより、当社グループの売上高、営業利益の減少等の影響が生じると予測しています。

また、将来キャッシュ・フローの算定期間は当該資産グループに属する船舶、航空機等の平均残存耐用年数を基礎としています。採用した割引率は、主に資本コストを基礎として算定しています。正味売却価額は主に経営者が利用する専門家による評価結果を基礎として算定しています。

運賃、備船料等の市況、及び貨物需要等に関する将来の見通しが悪化した場合や船舶、航空機等の評価額が低下した場合には新規または追加の減損損失を計上する可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

- ・当連結会計年度の繰延税金資産計上額は、10,571百万円です。
- ・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の課税所得を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断しています。

将来の課税所得の見積りの基礎となる事業計画における重要な仮定は、運賃、備船料等の市況、及び貨物需要等に関する将来の見通しです。これらを予測する上での、新型コロナウイルス感染症の影響に関する収束時期や今後の市場動向についての仮定は、新型コロナウイルス感染症の収束時期は依然として不透明ですが、物流網全体の混乱はワクチン接種効果による労働者の復帰などから解消傾向となり、需給が徐々に適切なバランスに向かうとしています。需要の落ち着きにより、当社グループの売上高、営業利益の減少等の影響が生じると予測しています。

事業計画の前提となっている運賃、備船料等の市況、及び貨物需要等に関する将来の見通しが悪化した場合には、繰延税金資産の取崩が発生する可能性があります。

(5) 連結貸借対照表に関する注記

① 棚卸資産の内訳	
商品及び製品	1,492百万円
仕掛品	499百万円
原材料及び貯蔵品	55,037百万円

② 担保に供している資産及び担保に係る債務

(i) 担保に供している資産

現金及び預金	9,118百万円
受取手形、営業未収入金及び契約資産	6,352百万円
棚卸資産	136百万円
繰延及び前払費用	258百万円
船舶（注）	88,852百万円
建物及び構築物	1,976百万円
機械装置及び運搬具	7,299百万円
器具及び備品	50百万円
土地	704百万円
建設仮勘定	505百万円
有形固定資産の「その他」	512百万円
ソフトウェア	122百万円
投資有価証券（注）	114,419百万円
投資その他の資産の「その他」	439百万円
計	230,749百万円

(ii) 担保に係る債務

支払手形及び営業未払金	146百万円
短期借入金	25,603百万円
流動負債のリース債務	218百万円
長期借入金	49,060百万円
固定負債のリース債務	2,345百万円
計	77,374百万円

(注) 船舶のうち78百万円及び投資有価証券のうち113,809百万円は関連会社等の債務の担保目的で差し入れたものです。

③ 有形固定資産の減価償却累計額	998,354百万円
------------------	------------

④ 偶発債務

- (i) 保証債務等 173,842百万円
- (ii) 当社グループが船舶に関して締結しているオペレーティング・リース契約の一部には、残価保証の条項が含まれています。残価保証による潜在的な最大支払額は3,525百万円であり、当該オペレーティング・リース契約の購入選択権を行使せずにリース資産を返却することを選択した場合に支払いを実行する可能性があります。なお、当該オペレーティング・リース契約は2023年1月までの間に終了します。
- (iii) 当社グループは、独占禁止法違反の疑いがあるとして、2012年9月以降自動車等の貨物輸送に関して海外当局の調査対象となっています。また、完成自動車車両等の海上輸送について、主要自動車船社と共同して運賃を設定したとして、請求金額を特定しないまま損害賠償及び差し止め等を求める集団民事訴訟が複数の地域にて提起されています。海外当局による調査及び民事上の損害賠償請求訴訟については、独禁法関連引当金に計上されたものを除き、現時点でそれらの結果を合理的に予測することは困難です。

(6) 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社及び連結子会社は、原則として事業用資産においては投資の意思決定を行う事業ごとにグルーピングを行い、賃貸不動産、売却予定資産及び遊休資産等においては個別物件ごとにグルーピングを行っています。

当連結会計年度において、売却予定資産については売却予定価額が帳簿価額を下回ることにより、事業用資産については業績の低迷等により収益性が著しく悪化した資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(2,810百万円)として特別損失に計上しました。その内訳は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	減損損失 (百万円)
日本	事業用資産	船舶 (タンカー)	1,613
その他	事業用資産等	建物及び構築物等	1,197
合計	—	—	2,810

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としています。正味売却価額は第三者により合理的に算定された評価額等により、使用価値は将来キャッシュ・フローを主として5.27%で割引いて算定しています。

(7) 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- ① 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式

170,055,098株

- ② 配当に関する事項

- (i) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月18日 定時株主総会	普通株式	30,520	180	2021年3月31日	2021年6月21日
2021年11月4日 取締役会	普通株式	33,910	200	2021年9月30日	2021年12月1日
計		64,430			

(注1) 2021年6月18日定時株主総会の決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式に対する配当金125百万円が含まれています。

(注2) 2021年11月4日取締役会の決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式に対する配当金118百万円が含まれています。

- (ii) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月22日 定時株主総会	普通株式	211,935	1,250	2022年3月31日	2022年6月23日
計		211,935			

(注) 2022年6月22日開催の定時株主総会の決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式に対する配当金765百万円が含まれています。

(8) 金融商品に関する注記

① 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主として短期的な預金等とし、資金調達については銀行等金融機関からの借入又は社債によります。受取手形、営業未収入金及び契約資産に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程等に沿ってリスク低減を図っています。投資有価証券は満期保有目的の債券及び株式であり、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。借入金及び社債についての用途は船舶や航空機、輸送関連施設等の取得に係る設備投資需要や事業活動に係る運転資金需要に対するものであり、金利変動リスクを回避するために金利スワップ等を実施しています。なお、デリバティブ取引は社内規程等に従い、実需の範囲内で行うこととしています。

② 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(i) 有価証券及び投資有価証券 (※2)			
その他有価証券	75,922	75,922	—
関連会社株式	22,496	21,154	△ 1,342
(ii) 長期貸付金	27,503		
貸倒引当金 (※3)	△ 222		
	27,281	27,919	637
(iii) 社債	127,000	129,044	2,044
(iv) 長期借入金	447,069	445,467	△ 1,602
(v) リース債務	103,311	105,153	1,841
(vi) デリバティブ取引 (※4)	△ 5,377	△ 5,377	—

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形、営業未収入金及び契約資産」、「支払手形及び営業未払金」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(i) 有価証券及び投資有価証券」には含まれていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
関係会社株式	1,017,419
非上場株式	29,492
その他	1,107
合計	1,048,019

(※3) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金は控除しています。

(※4) デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しています。

③ 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時価に分類しています。主に上場株式、国債がこれに含まれます。一方、公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル 2 の時価に分類しています。主に地方債、社債がこれに含まれます。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約、通貨スワップ等）、金利関連取引（金利スワップ）、商品関連取引（運賃（備船料）、燃料油等）であり、時価を算定する評価技法に使用されるインプットは主に為替レート、金利、先物取引相場価格等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法等により算定しており、レベル 2 の時価に分類しています。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローとLIBOR・TORFの利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。また、貸倒懸念債権の時価は、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を基に算定しており、レベル 2 の時価に分類しています。

社債

当社の発行する社債の時価は、相場価格に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しています。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額（*）と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

（*）金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額

(9) 賃貸等不動産に関する注記

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む）を有しています。

② 賃貸等不動産の時価等に関する事項

2022年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は3,321百万円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、売却による損益は348百万円（売却益は特別利益に、売却損は特別損失に計上）です。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び連結決算日における時価は、次のとおりです。

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価	
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高		
45,211	△ 29,768	15,443	70,805	

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は連結範囲の変更（24,750百万円）、用途変更（4,321百万円）、減価償却（659百万円）による減少です。

(注3) 連結決算日における時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）です。

(10) 1株当たり情報に関する注記

①	1株当たり純資産額	10,144円29銭
②	1株当たり当期純利益	5,973円76銭

(11) その他の注記

記載金額の表示について

記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しています。

(12) 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(13) 追加情報

当社は、ロシア系海運会社との間で、LNG船を実質的に共同で所有・管理するなどの関係がありますが、ロシア・ウクライナ情勢に伴う各国制裁に鑑み、関係者と協議しつつ対応しております。

ロシア・ウクライナ情勢は当社グループの翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。現時点で財務上の影響を合理的に見積ることは困難です。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		繰延 ヘッジ損益
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金						
					圧縮 記帳積立金	繰越 利益剰余金					
当期首残高	144,319	30,191	1,687	1,865	1,627	73,551	△3,375	249,868	20,033	△20,411	249,490
会計方針の変更による累積的影響額						6,289		6,289			6,289
会計方針の変更を反映した当期首残高	144,319	30,191	1,687	1,865	1,627	79,841	△3,375	256,158	20,033	△20,411	255,780
当事業年度中の変動額											
剰余金の配当						△64,430		△64,430			△64,430
利益準備金の積立				4,022		△4,022		-			-
圧縮記帳積立金の取崩					△243	243		-			-
当期純利益						488,220		488,220			488,220
自己株式の取得							△231	△231			△231
自己株式の処分			0				183	183			183
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)									7,990	△9,328	△1,338
当事業年度中の変動額合計	-	-	0	4,022	△243	420,010	△47	423,742	7,990	△9,328	422,404
当期末残高	144,319	30,191	1,687	5,888	1,384	499,851	△3,422	679,900	28,024	△29,740	678,184

個別注記表

(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- | | | |
|---|---|---|
| ① | 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券
子会社及び関連会社株式
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの

市場価格のない株式等 | 償却原価法（定額法）
移動平均法による原価法

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
移動平均法による原価法 |
| ② | デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| ③ | 棚卸資産の評価基準及び評価方法 | 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） |
| ④ | 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く）
船舶及び建物
その他

無形固定資産（リース資産を除く）
のれん
ソフトウェア
その他
リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | 定額法
定率法
ただし、2016年4月1日以降に取得した構築物については定額法によつていません。

20年以内の均等償却
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
定額法

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法 |
| ⑤ | 繰延資産の処理方法
社債発行費 | 社債償還期間にわたり月割償却しています。 |
| ⑥ | 引当金の計上基準
貸倒引当金

賞与引当金

役員賞与引当金

退職給付引当金 | 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しています。
役員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しています。
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
(i) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によつています。
(ii) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理することとしています。 |

	<p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしています。</p>
株式給付引当金	<p>株式交付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末において対象者に付与されるポイントに対応する当社株式の価額を見積り計上しています。</p>
特別修繕引当金	<p>船舶の特別修繕に要する費用の支出に備えるため、船舶の将来の見積修繕額に基づいて計上しています。</p>
関係会社船舶投資損失引当金	<p>船舶保有関係会社が調達し当社が定期備船している船舶において、収益性が著しく悪化したことに伴い発生する損失に備えるため、将来の損失見込額を計上しています。</p>
契約損失引当金	<p>定期備船契約や賃貸借契約の履行又は期限前返船等、並びに固定資産の購入に伴い発生する損失に備えるため、将来の損失見込額を計上しています。</p>
事業再編関連引当金	<p>事業の再編等に伴う損失に備えるため、将来の損失見込額を計上しています。</p>
債務保証損失引当金	<p>関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財務状態等を個別に勘案し、損失負担見込額を計上しています。</p>
独占禁法関連引当金	<p>各国の競争法（独占禁止法を含む）違反の嫌疑に関連して発生する課徴金等の支払いの見込額を計上しています。</p>

⑦ 収益及び費用の計上基準

(i) 海運業収益及び海運業費用の計上基準

当社は、主に定期船事業、不定期専用船事業等を営んでおり、備船契約等（連続航海備船契約・数量輸送契約・個品運送契約・定期備船契約等）の契約に基づき、顧客に対して、運送サービス等を提供しており、主に一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断しています。運送サービス（定期備船除く）の場合は、航海期間における日数に基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、収益を認識しています。なお、運送サービスのうち不定期専用船事業の一部については、一航海の船舶が発港地を出発してから帰港地に到着するまでの期間が通常の期間（運送サービスの履行に伴う空船廻航期間を含み、運送サービスの履行を目的としない船舶の移動又は待機期間を除く。）である場合には、複数の顧客の貨物を積載する船舶の一航海を単一の履行義務としたうえで、当該期間にわたり収益を認識しています。定期備船の場合は、現在までに履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有しているため、請求する権利を有している金額で収益を認識しています。

(ii) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法によっています。

⑧ ヘッジ会計の方法

資産及び負債、予定取引における金利変動リスク、為替変動リスクあるいはキャッシュ・フロー変動リスクを相殺するためのデリバティブ取引等に対し、ヘッジ会計を適用しています。また、燃料油購入等における価格変動リスクに備えるためのデリバティブ取引についても、同様にヘッジ会計を適用しています。その方法は、繰延ヘッジを採用していますが、為替予約等のうち所定の要件を満たすものについては振当処理を、金利スワップ等のうち所定の要件を満たすものについては特例処理を行っています。

なお、借入金・社債等の金利変動リスクに対しては金利スワップ等を、金銭債権債務・在外子会社等への投資・予定取引等の外貨建取引の為替変動リスクに対しては通貨スワップ・為替予約・外貨建金銭債権債務等を、燃料油等の価格変動リスクに対してはスワップ等をヘッジ手段としています。ヘッジ有効性の評価は、毎四半期末にヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計の比率分析を行う方法によっています。ただし、特例処理によっている金利スワップ等については、有効性の評価を省略しています。

⑨ その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっています。

連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しています。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単

体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて会計処理を行っています。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定です。

(2) 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしています。これにより、従来は、航海の完了時に海運業収益を計上する航海完了基準を採用してきましたが、当事業年度の期首より、主として航海期間における日数に基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、収益を計上する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、従来の方針に比べて当事業年度の当期首残高は、主に営業未収金は30,170百万円、契約資産は7,852百万円、営業未払金は4,875百万円、契約負債は19,898百万円、繰越利益剰余金は6,289百万円それぞれ増加し、繰延及び前払費用は30,240百万円、前受金は23,874百万円それぞれ減少しています。

また、当事業年度の海運業収益は18,656百万円、海運業費用は13,007百万円、営業利益は5,649百万円、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ7,100百万円増加しています。当事業年度の営業未収金は42,206百万円、契約資産は9,913百万円、営業未払金は5,552百万円、契約負債は25,357百万円それぞれ増加し、繰延及び前払費用は42,285百万円、前受金は33,865百万円それぞれ減少しています。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。

これにより、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては、従来、決算日前1ヶ月の市場価格の平均等に基づく時価法を採用していましたが、当事業年度より、決算期末日の市場価格等に基づく時価法に変更しています。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響は軽微です。

(3) 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 (3) 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(4) 会計上の見積りに関する注記

関係会社船舶投資損失引当金

・当事業年度の関係会社船舶投資損失引当金計上額は、75,532百万円です。

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

船舶保有関係会社が調達し当社が定期傭船している船舶において、収益性が著しく悪化したことに伴い発生する損失に備えるため、将来の損失見込額を計上しています。

将来の損失見込み額の算定は、当該船舶の帳簿価額、将来キャッシュ・フローの割引現在価値、正味売却価額等を基礎として行っています。将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画等における重要な仮定は、主として運賃、傭船料等の市況、及び貨物需要等に関する将来の見通しです。これらを予測する上での、新型コロナウイルス感染症の影響に関する収束時期や今後の市場動向についての仮定は、新型コロナウイルス感染症の収束時期は依然として不透明ですが、物流網全体の混乱はワクチン接種効果による労働者の復帰などから解消傾向となり、需給が徐々に適切なバランスに向かうとしています。需要の落ち着きにより、当社グループの売上高、営業利益の減少等の影響が生じると予測しています。

また、将来キャッシュ・フローの算定期間は当該資産グループに属する船舶平均残存耐用年数を基礎としています。採用した割引率は、主に資本コストを基礎として算定しています。正味売却価額は主に経営者が利用する専門家による評価結果を基礎として算定しています。

運賃、傭船料等の市況、及び貨物需要等に関する将来の見通しが悪化した場合や船舶の評価額が低下した場合には新規または追加の繰入を計上する可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

・当事業年度の繰延税金資産計上額は、1,950百万円です。

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に記載した内容と同一です。

関係会社貸付金に対する貸倒引当金

・当事業年度の関係会社貸付金残高は487,431百万円、貸倒引当金計上額は78,002百万円です。

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社貸付金について、個別に回収可能性を勘案し、財務内容評価法に基づき回収不能見込額を貸倒引当金へ計上しています。財務内容評価法を採用するに際し、債務者である関係会社の支払能力を総合的に判断しています。関係会社の支払能力は、関係会社の経営状態、債務超過の程度、事業活動の状況、今後の収益及び資金繰りの見通し、その他債権回収に関係のある一切の定量的・定性的要因を考慮することにより判断しています。関係会社の支払能力を判断する上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する収束時期や今後の市場動向についての仮定は、新型コロナウイルス感染症の収束時期は依然として不透明ですが、物流網全体の混乱はワクチン接種効果による労働者の復帰などから解消傾向となり、需給が徐々に適切なバランスに向かうとしています。需要の落ち着きにより、当社グループの売上高、営業利益の減少等の影響が生じると予測しています。関係会社の経営状態により追加の貸倒引当金の繰入または戻入が生じる可能性があります。

(5) 貸借対照表に関する注記

① 担保に供している資産及び担保に係る債務

(i) 担保に供している資産

船舶	7,048百万円
関係会社株式及び出資金 (注)	37,216百万円
計	44,264百万円

(ii) 担保に係る債務

短期借入金	825百万円
長期借入金	2,063百万円
計	2,889百万円

(注) 関係会社株式及び出資金37,216百万円は関係会社等の債務の担保目的で差し入れたものです。

② 有形固定資産の減価償却累計額 110,425百万円

③ 偶発債務

(i) 保証債務等 422,081百万円

(ii) 当社は、独占禁止法違反の疑いがあるとして、2012年9月以降自動車等の貨物輸送に関して海外当局の調査対象となっています。また、完成自動車車両等の海上輸送について、主要自動車船社と共同して運賃を設定したとして、請求金額を特定しないまま損害賠償及び差し止め等を求める集団民事訴訟が複数の地域にて提起されています。海外当局による調査及び民事上の損害賠償請求訴訟については、独禁法関連引当金に計上したものを除き、現時点ではそれらの結果を合理的に予測することは困難です。

④ 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権	128,665百万円
長期金銭債権	543,078百万円
短期金銭債務	94,799百万円
長期金銭債務	2,009百万円

(6) 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 (海運業収益、その他事業収益)	113,455百万円
営業費用 (海運業費用、その他事業費用、一般管理費)	200,752百万円
営業取引以外の取引による取引高	343,659百万円

(7) 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,118,772株

(注) 当事業年度末における自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式が612,059株含まれています。

(8) 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、貸倒引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等です。

(9) 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	日本貨物航空株式会社	所有 直接100%	資金の援助	資金の貸付 (注1)	16,647	短期貸付金 (注2)	2,100
				利息の受取	906	長期貸付金 (注2)	176,482
子会社	NYK BULKSHIP (ATLANTIC) N. V.	所有 直接100%	債務保証等	債務保証等 (注3)	25,494	その他流動資産	166
				保証料の受取	0	その他流動資産	0
子会社	NYK BULKSHIP (ASIA) PTE. LTD.	所有 直接100%	債務保証等	債務保証等 (注3)	17,365	—	—
				保証料の受取	13	その他流動資産	6
子会社	NYKバルク・プロジェクト株式会社	所有 直接100%	資金の受入	資金の受入 (注4)	19,789	預り金	20,439
				利息の支払	3	—	—
子会社	SAGA SHIPHOLDING (NORWAY) AS	所有 間接100%	資金の援助 債務保証等	資金の貸付 (注5)	1,703	短期貸付金	5,274
				利息の受取	580	長期貸付金	28,958
				債務保証等 (注3)	25,251	その他流動資産	203
子会社	YUSEN TERMINALS LLC	所有 間接100%	債務保証等	債務保証等 (注3)	20,385	—	—
				保証料の受取	90	その他流動資産	90
子会社	NYK ITF (CAYMAN) LTD.	所有 間接100%	債務保証等	債務保証等 (注3)	32,872	—	—
子会社	船舶保有・貸渡関係会社 ENCANTADA MARITIMA S. A. 他223社	所有 直接100% (224社)	資金の援助 債務保証等 備船契約 造船契約の譲渡	資金の貸付 (注5)	22,492	短期貸付金 (注2)	24,701
				リース債権・投資資産の増加 (注6)	9,876	長期貸付金 (注2)	163,360
				利息の受取	2,569	リース債権 (一年内)	14,849
				備船料の支払 (注7)	101,264	リース債権 (一年超)	75,036
				債務保証等 (注3)	90,442	リース投資資産 (一年内)	5,605
				造船契約の譲渡 (注8)	20,678	リース投資資産 (一年超)	22,659
				売却代金	391	その他流動資産	468
				固定資産売却益	391	営業未収金	3,817
関連会社	FRANCE LNG SHIPPING S.A.S.	所有 直接50%	資金の援助	資金の貸付 (注5)	9,079	営業未払金	4,051
				利息の受取	744	繰延及び前払費用	48
関連会社	MERO 2 OWNING B.V.	所有 直接15.5%	債務保証等	債務保証等 (注3)	24,500	—	—
				保証料の受取	36	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付条件については、市場金利を勘案して決定しています。なお、担保を受け入れています。

(注2) 子会社及び関連会社への貸付金に対し、合計74,068百万円の貸倒引当金を計上しています。また、当事業年度において、合計60,282百万円の貸倒引当金戻入額を計上しています。

(注3) 債務保証等については、保証形態を勘案して保証料を設定しています。

(注4) 資金の受入条件については、市場金利を勘案して決定しています。なお、担保は差し入れていません。

(注5) 資金の貸付条件については、市場金利を勘案して決定しています。なお、担保を受け入れていません。

(注6) リース料については、対象資産のコスト相当額を勘案して決定しています。

(注7) 子会社で発生したコスト相当額を備船料として支払っています。

(注8) 固定資産の売却価格については、市場価格を勘案して決定しています。

(10) 1株当たり情報に関する注記

①	1株当たり純資産額	4,014円44銭
②	1株当たり当期純利益	2,890円16銭

(11) 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制適用会社です。

(12) その他の注記

記載金額の表示について

記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しています。

(13) 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(14) 追加情報

当社は、ロシア系海運会社との間で、LNG船を実質的に共同で所有・管理するなどの関係がありますが、ロシア・ウクライナ情勢に伴う各国制裁に鑑み、関係者と協議しつつ対応しております。

ロシア・ウクライナ情勢は当社の翌事業年度以降の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。現時点で財務上の影響を合理的に見積ることは困難です。